

5月26日 臨時会を開会

「大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について」

― 職員の不祥事で

町長・副町長の給料を減額 ―

全員賛成で原案可決

提案理由

町職員が起きました不祥事につきまして、職員を監督する立場であります町長及び副町長の責任を取るため、平成23年6月から8月までの3ヶ月間、町長の給料を100分の20、金額にして14万9400円を減額し、「74万7千円」から「59万7600円」に、また副町長の給料につきましては100分の10、金額にして5万9300円減額し、「59万3千円」から「53万3700円」にしようとするものです。

今回、この条例を提案するにあたり、今後このような不祥事が二度と起きないように、これまで以上に職員の綱紀粛正に努めてまいります。

議会

再発することがないように厳しいチェック体制の確立を求める。

不祥事

農政課の男性主事（31）が護川土地改良区の預金口座から計405万円を着服。4月12日懲戒免職処分とした。同日、経済部長（58）を減給5%（3ヶ月）、当時の農政課長（55）を同3%（同）、総務部長（59）を戒告としている。

「大津小学校分離新設校校舎建築本体工事 請負契約の締結について」

全員賛成で原案可決



新校舎の完成予想図

1. 工事名
大津小学校分離新設校校舎建築本体工事
2. 工事内容
RC造2階建
延床面積 6130・86㎡
3. 契約金額
10億4716万5000円
4. 工期
議会議決承認を経、町長が契約
5. 契約の相手方
約を成立させる旨の意思表示を通知した日の翌日から平成24年3月16日まで
岩永・宇都宮・肥後木村建設
工事共同企業体
代表者
熊本市南熊本4丁目4番10号
株式会社岩永組
代表取締役 岩永一宏